

大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス事業の
請求時の注意事項について（依頼）

日頃から家族介護者支援ホームヘルプサービス事業に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

当事業の請求に関しましては、請求書・委任状・利用券に押印をお願いしているところですが、区では、区民や事業者などの利便性向上につながる行政手続きにおける押印の見直しを進めているところですが、委任状は御本人の意思確認のために押印を求めていること、また、請求書も公金支出の根拠資料となるものであるため、押印が必要な書類として取り扱っておりますので、その趣旨を御理解いただきたいと存じます。

事務処理上御注意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、チェックリストとして御活用いただければ幸いです。

記

【全般】

- 消せるペンを使っていない。
- なぞり書きをしていない。
- 印影がはっきりしている。（利用者様印が不鮮明の場合、横に押しなおしてください。）
- 全ての事業者名と印が、協定書に記名押印した内容と同じである。

【委任状】

- 利用者様の氏名があり、スタンプでない印が押されている。
（代筆の場合でも、印は利用者様印です。）
- 利用者様の氏名と、事業者代表者氏名に、書き直しが無い。
- 利用券の印と同一印である。

【利用券】

- 利用日時欄に訂正がある場合、利用者印で訂正できている。
- 利用日が、利用券の利用期間内である。

【請求書】

- 実績表と金額が合っている。
- 事業者名等がゴム印の場合、鮮明に押されている。
- 代表者氏名に、書き直しが無い。

【問合せ先】 大田区福祉部 各地域福祉課 高齢者地域支援担当
大森 5 7 6 4 - 0 6 5 8 蒲田 5 7 1 3 - 1 5 0 8
調布 3 7 2 6 - 6 0 3 1 糀谷・羽田 3 7 4 1 - 6 5 2 5